

「主治医意見書作成料（種別）の判断基準」

この度松戸市では介護保険主治医意見書作成料について、基準を整理し下記のように種別判断します。種別の判断が難しい場合、意見書作成料請求書の記載についてご不明な点がございましたらお問い合わせください。

新規

- ・認定申請を初めて行う者について、医師が初めて意見書を作成した場合。
- ・同一の医師が意見書を作成していても、所属する医療機関が異なる場合（医療機関ごとの請求のため）
- ・転入継続（他市からの転入）の場合。（松戸市では初めて意見書作成料を払うため）
- ・以前の申請時に申請の取り下げや主治医変更があり、意見書の作成が無く意見書作成料を払っていない場合（例：A 病院に令和4年1月に意見書作成を依頼→その後 B 病院へ緊急入院し、B 病院へ主治医変更。A 病院は意見書未作成だったため、A 病院へ破棄依頼し終了。その後令和5年1月に再度 A 病院が意見書を作成した場合は「新規」となります）。
- ・前回の意見書作成日から今回の意見書作成日までに48ヶ月（4年）以上が経過した場合。
※前回と今回の意見書作成日が同一の場合（例：前回令和1年2月3日作成、今回令和5年2月3日作成）
種別は継続となります。

継続

- ・過去48ヶ月（4年）以内に意見書を作成した医療機関が再度記載した場合
- ・申請取り下げや主治医変更があっても、作成があり意見書の支払いもしているケースで再度作成した場合

在宅

- ・医療機関への入院、介護保険施設または社会福祉施設へ入所していない場合（特別養護老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などは「在宅」となります。）。
- ・医療機関へ通院またはデイサービスやデイケアに通所している場合。
- ・申請時は入院していたが退院後に外来受診した状況で作成した場合
（例：10月1日に入院。10月5日に作成依頼。10月7日に退院し、10月10日に受診。その後に意見書を作成した場合は「在宅」となります。）

施設

- ・医療機関へ入院し、入院先の医師が作成した場合。（対象者が入院中）
- ・意見書作成時には退院している場合でも、診察記録などに基づいて作成した場合。
（最終診察日が退院と同日の場合、種別は施設となります）
- ・入居中の介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、介護医療院所属の医師が作成した場合。入所者が医療機関や介護保険施設に入院入所し、その入院先・入所先の医師が作成した場合は「施設」となります。